

# 大韓民国国税基本法第七章の二納税者の権利の概要

## 阿 部 徳 幸

### 1. まえがき

国税通則法が改正されたのは二〇一一年度税制改正であることである。そもそもこの改正は、二〇一〇年一二月一六日に閣議決定された「平成二三年度税制改正大綱」（以下「大綱」という）に基づくものであり、そこでは納税者権利憲章の制定が予定されていた。そしてこの憲章制定に併せ、第一条の目的規定が、さらにはその法律名までもが改正される予定であった。この目的規定の改正は、税務行政における納税者の権利利益の保護を図る趣旨を明らかにすることにあり、また題目変更も、法律名

が改正後の法律の内容をよく表すものとするためのものであつた。つまりこの改正により、そして納税者権利憲章の制定を前提に、国税通則法が「納税者権利保護法」へと変身することが予定されていたのである。しかし、これら改正はいずれも見送られ、わが国税法上、「納税者の権利」の実現は遠のいてしまった。

ところでこの「納税者の権利」とは、いつたい何をいうのであり、また、どのように定義づけられるべき性格のものなのであろうか。この納税者権利憲章の制定をいう大綱にも何らその記述はない。<sup>(2)</sup>一方、隣国である大韓民国（以下「韓国」という）税法、すなわち国税基本法

（一〇一四・〇一・〇一一一一六二号、以下単に「法」という。）では、「第七章の二納税者の権利（납세자의 권리）」と章立てされ、規定がおかれている。

ここでは今後のわが国における「納税者の権利」を考察するうえでの材料とすべく、この「第七章の二納税者の権利」の内容をみるとこととしたい。

今回、同章に規定される条文のみに留まらず、各条文に係る大統領令、すなわち国税基本法施行令（一〇一四・〇二・一二一五二〇一号、以下「施行令」という。）、及び國税庁法規課による國税基本法執行基準（一〇一二・〇七・二七制定、以下「執行基準」という。）も併せて翻訳を試みた。さらに適宜、國税基本法施行規則（一〇一四・〇三・一四一四〇四号、以下「施行規則」という。）並びに國税庁長による訓令、例規及び告知を含め、できる限り本章に関連するすべての項目にふれてみた。それゆえ異例かとも思われるが、本稿ではまず法律そのものを、そして逐次、その法律に関連するこれらを列記することとした。なお、韓国においてもわが国における法令解釈通達に該当する國税基本法基本通則（一〇一一・〇三・二二、以下「基本通則」という。）も存在するが、現在、本章に

関連する「基本通則」は発遣されていない。さらには各条文等に隨時注記を付してみた（ただし、いざれも二〇一四年一〇月一日現在のものである）。

## 2. 第七章の二納税者の権利 (一〇一〇・〇一・〇一改正)

### 第八一条の二 納税者権利憲章の制定及び交付

① 国税庁長は、第八一条の三から第八一条の一六までに規定された事項及びその他納税者の権利保護に関する事項を含む納税者権利憲章を制定して告示しなければならない。（一〇一〇・〇一・〇一改正）

② 税務公務員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項に規定する納税者権利憲章の内容が収録された文書を納税者に交付しなければならない。  
(一〇一一・一二・三二改正)

一・国税の課税標準及び税額を決定又は更正する目的で質問をし、当該帳簿・書類又はその他の物件を検査・調査し、その提出を命ずる場合（「租税犯处罚手続法」に規定する租税犯則調査を含む。以下この章において「税務調査」という）（一〇一一・一二・三一改正）

二・削除（二〇一一・一二・三二）

三・事業者登録証を発行する場合（二〇一〇・〇一・

○一改正）

四・その他大統領令で定める場合（二〇一〇・〇一・

○一改正<sup>(6)</sup>）

③ 税務公務員は税務調査を開始するに当たり、調査

員証を納税者又は関係者に提示した後、納税者権利

憲章を交付してその要旨を直接朗読し、調査理由、調査期間、権利救済手続などを説明しなければならない。（二〇一四・〇一・〇一新設）

#### 執行基準八一の二一一【納税者権利憲章の交付】

税務公務員は、次の各号のいずれかに該当する場合に納税者権利憲章の内容が収録された文書を納税者に交付しなければならない。

一・国税の課税標準及び税額を決定又は更正する目的で質問をし、当該帳簿・書類又はその他の物件を検査・調査し、その提出を命ずる場合（「租税犯处罚手続法」に規定する租税犯則調査を含む。以下この章において「税務調査」という）

二・削除

三・事業者登録証を発行する場合

四・その他大統領令で定める場合

\*現在、大統領令は規定されていない

第八一条の三【納税者の誠実性の推定】（二〇〇六・一二・三〇新設）

税務公務員は、納税者が第八一条の六第二項各号のいずれかに該当する場合を除き、納税者は誠実であり、納税者が提出した申告書などは真実なものであると推定しなければならない。（二〇一四・〇一・〇一改正）

#### 執行基準八一の三一一【納税者の誠実性の推定】

税務公務員は、納税者が第八一条の六第一項（定期選定による調査以外の税務調査）に該当する場合を除き、納税者は誠実であり、納税者が提出した申告書などは真実なものと推定しなければならない。

**第八一条の四【税務調査権濫用禁止（一〇〇六・一二・三〇条番改正）】**

① 税務公務員は、適正かつ公平な課税を実現するために必要最小限の範囲で税務調査を実施し、他の目的などのために調査権を濫用してはならない。

（一〇一〇・〇一・〇一改正）

② 税務公務員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、同一税目及び同一課税期間の再調査をすることができない。（一〇一三・〇一・〇一改正）

一・脱税の疑惑が認められるだけの明白な資料がある場合（一〇〇七・一二・三一改正）

二・取引の相手先に対する調査が必要な場合

三・二以上の課税期間にわたり誤謬があると認められる場合（一〇一三・〇一・〇一改正）

四・第六五条第一項第三号（第六六条第六項と第八一条<sup>(7)</sup>で準用する場合を含む）に規定する必要な処分の決定によつて調査をする場合（一〇一〇・〇一・〇一改正）

五・その他第一号から第四号までに類する場合として大統領令に定める場合（一〇〇七・一二・三一改正）

③ 何人も、税務公務員に法令を違反させ、その地位又は権限を濫用するなど公正な税務調査を阻害する行為をさせてはならない。（一〇一四・〇一・〇一新設）

**○二・二二題目改正】**

法第八一条の四第二項第五号に規定する「大統領令に定める場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。（一〇一四・〇一・一二改正）

一・不動産投機、買占め売惜しみ、無資料取引等経済秩序かく乱等を通じた脱税疑惑がある者に対する一斉調査を実施する場合（一九九六・一二・三一新設）

二・各種課税資料の処理のための再調査や国税還付金の決定のための確認調査などをする場合（一〇一〇・

〇一・一八改正）

三・「租税犯处罚手続法」第二条第一号に規定する租税犯行為の疑惑を認められるだけの明白な資料がある場合。ただし、当初の税務調査（法第八一条の二第二項第一号に規定する税務調査をいう。以下この章で同じ。）において、当該資料に対し「租税犯处罚手

「続法」第五条第一項第一号により租税犯則調査審議委員会における租税犯則調査の実施に関する審議の結果、租税犯則行為の疑惑がないと決議した場合は、租税犯則行為の疑惑を認められるだけの明白な資料があると認定しない。(二〇一四・〇二・二一新設)

#### 執行基準八一の四—〇—一【税務調査権濫用の禁止】

① 税務公務員は、適正かつ公平な課税を実現するためには必要最小限の範囲で税務調査を実施し、他の目的のために調査権を濫用してはならない。

② 税務公務員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、同一税目及び同一課税期間の再調査をすることができない。(二〇一三・〇一・〇一改正)

一・脱税の疑惑が認められるだけの明白な資料がある場合  
二・取引の相手先に対する調査が必要な場合  
三・二以上の課税期間にわたり誤謬があると認められる場合

四・異議申立て、審査請求、審判請求に規定する必要な処分の決定によって調査をする場合

五・その他第一号から第四号までに類する場合として次のいずれかに該当する場合

ガ・不動産投機、買占め売惜しみ、無資料取引等経済秩序かく乱等を通じた脱税疑惑がある者に対する一斉調査を実施する場合

ナ・各種課税資料の処理のための再調査や国税還付金の決定のための確認調査などをする場合

ダ・租税犯則調査、所得税・法人税・附加価値税の決定又は更正のための調査など、賦課処分をするための実際調査をせず、再更正をする場合。

△事例▽

① 二次税務調査は、一次税務調査と課税期間、税目及び調査対象者は同一であるが、積極的なロビー活動と賄賂を使って追徴税額を減少させたことや、検察庁の検事長が捜査において確保した課税資料の真偽を調査し、その結果の報告を受けることを目的としてなされたものであつて、これは各種の課税資料の処理のための再調査に該当する。(ソウル高等法院二〇〇八ヌ三八三六二、二〇一〇・一〇・二〇)

② 檢察の捜査過程において確保された資料の真偽を

確認するためのもので、重複調査禁止の原則に反しない。また、再調査実施によって確保された客観的資料により脱税の事実が裏付けられるので、根拠課税原則にも反しないものである。

（大法院二〇〇七D U一六五四七・一〇〇七・一〇・二五）

③ 納税者の事業場を管轄する税務署長が実施した税務調査は、附加価値税の更正処分のための調査であり、調査目的と調査対象が附加価値税額の課税漏れの確認に限定され、その結果、附加価値税の増額更正処分だけがなされており、住所地を管轄する税務署長が実施した税務調査は個人諸税全般に関する特別調査であり、その結果による総合所得税の増額更正処分などがなされている場合、総合所得税賦課处分に関する上記各調査は、同じ税目及び同じ課税期間に対する重複調査には該当しない。（大法院二〇〇四D U一一七一八・一〇〇六・五・二五）

④ 脱税の疑惑が認められるだけの明白な資料がある場合は、脱税事実が確認される相当な程度の蓋然性が、客觀性と合理性の裏付けられる資料によつて認められる場合として厳格に制限されなければなら

ない。従つて、客觀性と合理性が裏付けられない限り、脱税の情報提供が具体的という事情のみでは、これに該当するものとは認め難い。（大法院二〇〇八D U一〇四六一・二〇一〇・一二・一三三）

⑤ 納税義務の確定には問題はなくとも、その徴収を不可能にさせ若しくは著しく困難とさせる場合にも脱税罪は成立する。（大法院二〇〇五D O九五四六・二〇〇七・二・一五）

### 第八一条の五【税務調査時に援助を受ける権利（二〇一〇・〇一・〇一題目改正）】

納税者は、税務調査を受ける場合に、弁護士、公認会計士、税務士をして調査に参加するよう求め、また意見を述べるように求めることができる。（二〇一一・二二・三二改止）

### 執行基準八一の五一〇一一【税務調査時に援助を受けれる権利】

納税者は、税務調査を受ける場合に、弁護士、公認会計士、税務士をして調査に参加するよう求め、また意見

を述べるよう求めることができる。

合（二〇一〇・〇一・〇一改正）

### 第八一条の六【税務調査管轄および対象者選定 (二〇一四・〇一・〇一題目改正)】

① 税務調査は、納税地管轄税務署長又は地方国税庁長が執行する。ただし、納税者の主たる事業場等が納税地と管轄が異なる場合、納税地管轄税務署長又は地方国税庁長が税務調査を執行することが不適切と認める場合など、大統領令に定める事由に該当する場合には、国税庁長（同じ地方国税庁又は所管税務署の管轄調整の場合には、地方国税庁長）がその管轄を調整することができる。（二〇一四・〇一・〇一新設）

② 税務公務員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、定期的に申告の適正性を検証するために対象を選定（以下「定期選定」という）して税務調査をすることができる。この場合、税務公務員は客観的基準により公正にその対象を選定しなければならない。（二〇一四・〇一・〇一項番改正）「附則」

一・ 国税庁長が納税者の申告内容の定期的な誠実度分析をした結果、不誠実の疑いがあると認められた場

二・ 直近四課税期間（または四事業年度）以上、同一の税目の税務調査を受けていないことにより、その税務調査を受けていないことにより、業種、規模、経済力集中などを考慮して、大統領令で定めることにより、申告内容の適正性要否を検証する必要がある場合（二〇一四・〇一・〇一改正）

三・ 無作為抽出方式で標本調査をしようとする場合（二〇一〇・〇一・〇一改正）

③ 税務公務員は第二項の定期選定による調査の他、次の各号のいずれかに該当する場合には税務調査をすることができる。（二〇一四・〇一・〇一改正）

一・ 纳税者が税法で定める申告、誠実申告確認書の提出、税金計算書又は計算書の作成・交付・提出、支給明細書の作成・提出などの納税協力義務を履行しない場合（二〇一二・〇五・〇二改正）

二・ 無資料取引、偽装・加工取引など取引内容が事実と異なる疑いがある場合（二〇〇六・一二・三〇改正）

三・ 纳税者に対する具体的な脱税情報提供がある場合（二〇〇六・一二・三〇改正）

四・申告内容に脱税や誤謬の疑いを認めるだけの明白な資料がある場合 (一〇〇六・一二・三〇改正)

(4) 税務公務員は、課税官庁の調査決定によつて課税標準と税額が確定する税目の場合、課税標準と税額を決定するため税務調査をすることができる。  
(一〇一四・〇一・〇一項番改正)

(5) 税務公務員は、次に掲げるすべての要件に該当する者に対する調査を実施

しないことができる。ただし、客観的な証拠資料によって過少申告であることが明白である場合にはこの限りでない。(一〇一四・〇一・〇一改正)

一・業種別収入金額が大統領令に定める金額以下である事業者 (一〇一〇・〇一・〇一改正)

二・帳簿記録などが大統領令に定める要件に該当する事業者 (一〇一〇・〇一・〇一改正)

施行令第六三条の三【税務調査の管轄調整】(一〇一四・一二・一二新設)

法第八一条の六第一項但し書きに規定する「納税者の

主たる事業場等が納税地と管轄が異なる場合、納税地管

轄税務署長又は地方国税庁長が税務調査を執行することが不適切と認める場合など、大統領令に定める事由に該当する場合」とは次の各号のいずれかに該当する場合をいう。(一〇一四・〇一・一二新設)

一・納税者が事業を実質的に管理する場所の所在地と納税地管轄が別である場合 (一〇一四・〇一・一二新設)

二・一定の地域で主に事業を営む納税者に対し、公正な税務調査を実施する必要がある場合など納税地管

轄税務署長又は地方国税庁長が税務調査を実施することが不適切だと判断する場合 (一〇一四・〇一・一二新設)

三・税務調査対象納税者と出資関係にある者、取引関

係がある者又は特殊関係人に該当する者などに対する税務調査が必要な場合 (一〇一四・〇一・一二新設)

四・税務官署別業務量と税務調査人員などを考慮して管轄を調整する必要があると判断される場合

(一〇一四・〇一・一二新設)

施行令第六三条の四【長期未調査者に対する税務調査

## 基準（二〇〇二・一二・三〇題目改正）

法第八一条の六第二項第一号により実施する税務調査は、納税者の履歴や税務情報などを考慮して国税庁長が定める基準に従う。（二〇一三・六・一一、二〇一四・一二・一二改正）

## 施行令第六二条の五【小規模誠実事業者に対する税務調査免除】（二〇〇七・〇一・二八新設）

① 法第八一条の六第五項第一号に規定する「業種別収入金額が大統領令に定める金額以下である事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する事業者をいう。（二〇一四・〇一・二二改正）

一・個人・「所得税法」第一六〇条第三項による簡便帳簿対象者（二〇〇七・〇一・二八新設）

二・法人・「法人税法」第六〇条により法人税課税標準及び税額申告書に記載すべき当該法人の収入金額（課税期間が一年未満の場合には一年で換算した収入金額をいう）が一億ウォン以下である法人（二〇一〇・〇二・一八改正）

② 法第八一条の六第五項第一号に規定する「帳簿記

録などが大統領令に定める要件に該当する事業者とは、次の各号のすべての要件を備えた事業者をいう。（二〇一三・〇一・一五、二〇一四・〇一・二一改正）一・すべての取引事実が客観的に把握できるよう複式簿記方式で帳簿を記録・管理していること（二〇一〇・〇一・一八改正）

二・課税期間開始以前に「与信専門金融業法」によるクレジットカード加盟店に加入して、当該課税期間に法第八四条の二第一項第三号の各項目に掲げる行為をしていないこと（「所得税法」第一六二条の三第一項及び「法人税法」第一一七条の二第一項により現金領収証加盟店に加入しなければならない事業者に限る）（二〇一三・〇一・一五改正）

三・課税期間開始以前に「租税特別制限法」第一二六条の三による現金領収証加盟店に加入して当該課税期間に法第八四条の二第一項第四号の各項目に掲げる行為をしていないこと（「所得税法」第一六二条の三第一項及び「法人税法」第一一七条の二第一項により現金領収証加盟店に加入しなければならない事業者に限る）（二〇一三・〇一・一五改正）

四、「所得税法」第一六〇条の五に規定する事業用口座を開設して使用していること（個人事業者に限る）

（一〇一〇・〇一・一八改正）

五、業種別平均収入金額増加率などを考慮して国税庁長が定めて告示する収入金額などの申告基準に該当すること（一〇〇七・〇一・二八新設）

六、当該課税期間の法定申告納付期限終了日現在、直近三年間租税犯として処罰を受けた事実がないこと

（一〇一三・〇一・一五改正）

七、当該課税期間の法定申告納付期限終了日現在、国税の滞納の事実がないこと（一〇一三・〇一・一五改正）

【小規模誠実事業者に対する定期調査免除の際に適用する誠実申告基準告示】

国税庁長告示第二〇一二一四一号（一〇二二・〇八・二二）

国税基本法第八一条の六第四項第二号及び同法施行令第六三条の五第二項第五号において、国税庁長に委任した誠実申告基準を次のように改正し告示します。

一〇一二年八月二二日

※ 事業場の面積は、直前年度と当該年度の事業場

第一条「目的」

国税庁長

この告示は、国税基本法第八一条の六第四項第二号及び同法施行令第六三条の五第二項第五号において、国税庁長に委任した誠実申告基準に関する事項を定めることを目的とする。

第二条「誠実申告基準」

誠実申告基準は、『当該課税期間の収入金額を直前課税期間の収入金額と比べ一〇〇分の一〇以上増額申告し、かつ、当該課税期間の所得金額を直前課税年度の所得金額以上で申告すること』とする。

第三条「除外基準」

事業場の移転（拡張）又は業種の変更など次の各号のいずれかに該当する事由により収入金額又は課税標準が増加する場合には、これを誠実申告基準から除外する。

1. 事業場の面積が直前課税年度より一〇〇分の五〇（事業場を移転する場合は一〇〇分の三〇）以上増加する場合

面積の積数にて計算して比較

2. 韓国標準事業分類による場合、他の大分類に属する業種を追加する場合

#### 第四条「再検討期間」

「訓令・例規等の発令及び管理に関する規定」（大統領訓令第二四八号）により、この告示発令後における法令や現実事件の変化などを検討し、この告示の廃止、改正等の措置をしなければならない期限は、一〇一五年八月二〇日までとする。

#### 【附則】

第一条（施行日）この告示は発令した日から施行する。

第二条（適用例）この告示は、告示施行日が属する課税年度分から適用する。

#### 執行基準八一の六一〇一【税務調査対象者の選定】

① 定期選定（定期的に申告の適正性を検証するための対象選定）の事由

一・国税庁長が納税者の申告内容の定期的な誠実度分析をした結果、不誠実の疑いがあると認められた場合

- 二・直近四課税期間（または四事業年度）以上、同一の税目の税務調査を受けていないことにより、業種、規模などを考慮して申告内容の適正性を検証する必要がある場合。この場合、納税者の履歴や税務情報等を考慮し国税庁長が定める基準による
- 三・無作為抽出方式で標本調査をしようとする場合
- ② 第一項による定期選定による調査以外の調査の事由

- 一・納税者が税法で定める申告、誠実申告確認書の提出、税金計算書又は計算書の作成・交付・提出、支給明細書の作成・提出などの納税協力義務を履行しない場合
- 二・無資料取引、偽装・加工取引など取引内容が事実と異なる疑いがある場合

- 三・納税者に対する具体的な脱税情報提供がある場合
- 四・申告内容に脱税や誤謬の疑いを認めるだけの明白な資料がある場合

- ③ 小規模誠実事業者に対する税務調査免除  
税務公務員は、次に掲げるすべての要件に該当する者

に対しては、税務調査を実施しないことができる。ただし、客観的な証拠資料によって過少申告であることが明白である場合にはこの限りでない。

一・業種別収入金額が大統領令に定める金額以下である事業者

ガ・個人・所得税法第一六〇条第三項による簡便帳簿対象者

ナ・法人・法人税法第六〇条により法人税課税標準及び税額申告書に記載すべき当該法人の収入金額（課税期間が一年未満である場合は、一年で換算した収入金額をいう）が一億ウォン以下の事業者

二・帳簿記録などが次に掲げる要件をすべて備えた事業者

ガ・すべての取引事実が客観的に把握できるよう複式簿記方式で帳簿を記録・管理していること  
ナ・課税期間開始以前に「与信専門金融業法」によるクレジットカード加盟店に入りして、当該課税期間に法第八四条の二第一項第三号の各項目に掲げる行為をしていないこと（「所得税法」第一六二条の三第一

項及び「法人税法」第一一七条の二第一項により現金領収証加盟店に加入しなければならない事業者に限る）

ダ・課税期間開始以前に「租税特別制限法」第一二六条の三による現金領収証加盟店に加入して当該課税期間に法第八四条の二第一項第四号の各項目に掲げる行為をしていないこと（「所得税法」第一六二条の三第一項及び「法人税法」第一一七条の二第一項により現金領収証加盟店に加入しなければならない事業者に限る）  
ラ・「所得税法」第一六〇条の五に規定する事業用口座を開設して使用していること（個人事業者に限る）  
マ・業種別平均収入金額増加率などを考慮して国税庁長が定めて告示する収入金額などの申告基準に該当すること

バ・当該課税期間の法定申告納付期限終了日現在、直近三年間租税犯として処罰を受けた事実がないこと  
サ・当該課税期間の法定申告納付期限終了日現在、国税の滞納の事実がないこと

## 第八一条の七【税務調査の事前通知と延期申請

○一改正

(一〇〇六・一二・三〇条番改正)

① 税務公務員は、税務調査（「租税犯処罰手続法」に規定する租税犯則調査を除く。）を実施する場合には、調査を受ける納税者（納税者が第八二条により納税管理人を定め、管轄税務署長に申告した場合には、納税管理人。<sup>(10)</sup>以下この条において同じ。）に対して、調査を開始する日の一〇日前までに、調査対象税目、調査期間及び調査理由、その他大統領令に定める事項を通知しなければならない。ただし、事前に通知することができ証拠隠滅などにより、調査目的を達成できないと認められる場合にはこの限りではない。

② 第一項に規定する通知を受けた納税者が天災・地変その他大統領令に定める事由により調査を受けることが困難と認められる場合には、大統領令に定めるところにより管轄税務署長に対して調査の延期を申請することができる。(一〇一〇・〇一・〇一改正)

③ 第二項により延期申請を受けた管轄税務署長は、延期申請承認の要否を決定し、その結果を調査開始前までに通知しなければならない。(一〇一〇・〇一・

○二・二八条番改正】  
施行令第六二三条の六【税務調査の事前通知 (一〇〇七・

法第八一条の七第一項により、納税者又は納税管理人に税務調査に関する事前通知をする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した文書により通知しなければならない。(一〇一〇・〇一・一八改正)

一・ 紳税者又は納税管理人の氏名及び住所又は居所

(一九九六・一二・三一改正)

二・ 調査期間 (一九九六・一二・三一

三・ 調査対象税目及び調査理由 (一九九六・一二・三一

改正)

四・ その他必要な事項 (一〇一〇・〇二・一八改正)

○二・二八条番改正】  
施行令第六二三条の七【税務調査の延期申請 (一〇〇七・

① 法第八一条の七第二項に規定する「大統領令に定める事由」とは、次の各号のいずれかに該当する事由をいう。(一〇一〇・〇一・一八改正)

一・火災、その他の災害により事業上厳しい状態にある場合 (一〇一〇・〇一・一八改正)

二・納税者又は納税管理人の病気、長期出張などで税務調査の実施が困難であると判断される場合  
(一九九六・一二・三一改正)

三・権限のある機関に帳簿、証拠書類が押収、領置されている場合 (一〇一〇・〇一・一八改正)

四・第一号から第二号までに規定する場合に準ずる理由がある場合 (一〇一〇・〇一・一八改正)

② 法第八一条の七第二項により税務調査の延期申請をしようとする者は次に掲げる事項を記載した文書を該当行政機関の長に提出しなければならない。  
(一〇一〇・〇一・一八改正)

一・税務調査の延期を受けようとする者の氏名及び住所又は居所 (一〇一〇・〇一・一八改正)

二・税務調査の延期を受けようとする期間 (一〇一〇・〇一・一八改正)

三・税務調査の延期を受けようとする理由 (一〇一〇・〇一・一八改正)

執行基準八一の七一〇一一【税務調査の事前通知と延期の申請】

① 税務公務員は、税務調査（「租税犯处罚手続法」に規定する租税犯則調査を除く。）を実施する場合には、調査を受ける納税者（納税者が国税基本法第八一条により納税管理人を定め管轄税務署長に申告した場合には、納税管理人。以下この条において同じ。）に対して、調査を開始する日の一〇日前までに、調査対象税目、調査期間及び調査理由、その他大統領令に定める事項を通知しなければならない。ただし、事前に通知することが証拠隠滅などにより、調査目的を達成できないと認められる場合にはこの限りではない。

② 第一項に規定する通知を受けた納税者が天災・地変その他大統領令に定める事由により調査を受けることが困難と認められる場合には、大統領令に定めるところにより管轄税務署長に対して調査の延期を申請することができる。(一〇一〇・〇一・〇一改正)

③ 第二項により延期申請を受けた管轄税務署長は、延期申請承認の要否を決定し、その結果を調査開始

前まで通知しなければならない。(二〇一〇・〇一・〇一)

(改正)

(二〇一〇・〇一・〇一改正)

### 第八一条の八【税務調査期間(二〇〇六・一二・三〇新設)】

① 税務公務員は、調査対象税目・業種・規模、調査

難易度などを考慮し、税務調査期間が最小限になる  
ように努めなければならない。ただし、次の各号の  
いずれかに該当する場合には税務調査期間を延長す  
ることができる。(二〇一〇・〇一・〇一、二〇一一・  
一二・三一、二〇一四・〇一・〇一改正)

一・帳簿・書類等の隠匿、提出の遅延、提出拒否など  
調査を忌避することが明らかな場合(二〇一〇・  
〇一・〇一改正)

二・取引先の調査や現場確認、金融取引の現場確認が  
必要な場合(二〇一〇・〇一・〇一改正)

三・脱税の疑いが確認されたか、調査の過程において  
調査類型を租税犯則調査に切り替えた場合  
(二〇一一・一二・三一改正)

四・天災、地変、労働争議で調査が中断された場合

五、第八一条の一六第二項に規定する納税者保護官又  
は担当官(以下この項において「納税者保護官等」とい  
う)が、脱税の疑いと関連して更なる事実確認が必  
要であると認める場合(二〇一四・〇一・〇一改正)

六、税務調査対象者が脱税疑惑に対する解明などのた  
めに税務調査期間の延長を申請し、納税者保護官等  
がこれを認める場合(二〇一四・〇一・〇一新設)

② 税務公務員は第一項により税務調査期間を決定す  
る場合において、調査対象課税期間中、年間収入金  
額又は譲渡価額が、最も高額な課税期間の年間収入  
金額又は譲渡価額が一〇〇億ウォン未満の納税者に  
対する税務調査期間は二〇日以内とする。  
(二〇一〇・〇一・〇一新設)

③ 第二項により期間を定めた税務調査を第一項の規  
定により延長する場合において、最初の延長の場合

には管轄税務署長の延長承認を受けなければならず、  
二回目以降の延長の場合には管轄上級税務官署長の  
延長承認を受けて、それぞれ二〇日以内で延長する  
ことができる。ただし、次の各号に該当する場合に

は第二項の税務調査期間の制限及びこの項本文の税務調査延長期間の制限を受けない。（一〇一四・

○一・〇一新設）

一・無資料取引、偽装・加工取引など取引内容が事実と違うとする疑惑が認められる場合に、実際の取引内容に対する調査が必要な場合（一〇一四・〇一・

○一新設）

二・「国際租税調整に関する法律」第二条第一項第一号に規定する国際取引を利用して税金を脱漏し、国内脱漏所得を海外で変則流出した疑惑が認められるために調査する場合（一〇一四・〇一・〇一新設）

三・名義偽装、二重帳簿の作成、借名口座の利用、現

金取引の脱漏などの方法を通じて脱税の疑惑が認められるために調査する場合（一〇一四・〇一・〇一新設）

四・偽りの契約書作成、未登記譲渡などを利用した不動産投機等を通じた脱税の疑惑が認められるため调查する場合（一〇一四・〇一・〇一新設）

五・相続税・贈与税調査、株式変動調査、租税犯則調查及び出資・取引関係にある関連者に対し同時調査をする場合（一〇一四・〇一・〇一新設）

④ 税務公務員は、納税者が資料提出を遅延するなど

大統領令に規定する事由により、税務調査の進行が困難であると認められる場合には、税務調査を中止することができる。この場合、その中止期間は第一項から第三項までの税務調査期間および税務調査延長期間に算入しない。（一〇一〇・〇一・〇一新設）

⑤ 税務公務員は、第四項により税務調査を中止した

場合において、その中止理由が消滅した場合、直ちに調査を再開しなければならない。ただし、租税債権の確保など緊急に調査すべき必要があると認められる場合には、税務調査を再開することができる。（一〇一〇・〇一・〇一新設）

⑥ 税務公務員は、第一項の規定により税務調査期間を延長する場合には、その理由と期間を納税者に文書で通知しなければならず、また第四項および第五項により税務調査を中止又は再開する場合にはその理由を文書で通知しなければならない。（一〇一〇・

○一・〇一改正）

⑦ 税務公務員は、税務調査期間を短縮するために努力しなければならず、帳簿記録及び会計処理の透明

性など納税誠実度を検討し、これ以上調査する事項がないと判断される場合には、調査期間終了前でも

調査を早期に終結することができる。(二〇一四・

○一・〇一新設)

施行令第六三三条の八(二〇一四・〇一一・一二削除)

施行令第六三三条の九(二〇一四・〇一一・一二削除)

施行令第六三三条の一〇【税務調査の中止】(二〇一〇・

○二・一八新設】

法第八一条の八第四項に規定する「納税者が資料提出を遅延するなど大統領令に規定する事由」とは次の各号のいずれかに該当する場合をいう。(二〇一二・二・二、

二〇一二・二・一五、二〇一四・二・二一改正)

一・法第八一条の七第二項に規定する税務調査延期申

請理由に該当する事由があり、納税者が調査中止を申請した場合(二〇一〇・〇一・一八新設)

二・国外資料の収集・提出又は相互協議手続の開始により、外国の税務当局との協議が必要な場合

(二〇一〇・〇一・一八新設)

三・次に掲げるいずれかに該当するため税務調査を正

大韓民国国税基本法第七章の二納税者の権利の概要(阿部)

常に進めることが困難であると認める場合

(二〇一三・〇一・一五改正)

ガ・納税者の所在が不明な場合(二〇一三・〇一・一五

改正)

ナ・納税者が海外に出国した場合(二〇一三・〇一・

一五改正)

ダ・納税者が帳簿・書類等を隠匿、若しくはその提出

を遅延又は拒否した場合(二〇一三・〇一・一五改正)

ラ・労働争議が発生した場合(二〇一三・〇一・一五改

正)

マ・その他にこれらに類する事由があると認められる

場合(二〇一三・〇一・一五改正)

四・削除(二〇一三・〇一・一五)

五・第六三三条の一五第二項第四号(同条第三項で委任し

た場合を含む)により法第八一条の一六第二項に規定する納税者保護官又は担当官が、税務調査の一時中止を要請する場合(二〇一四・〇一・一二改正)

施行規則(二〇一四・〇三・一四)一部改正

第三六条の二【税務調査期間延長通知】

法第八一条の八第六項に定める税務調査期間延長通知書によれば紙第五五号の三書式の税務調査期間延長通知書による。

### 必要な場合

三、脱税の疑いが確認されたか、調査の過程において調査類型を犯則調査に切り替えた場合

四、天災、地変、労働争議で調査が中断された場合

五、法第八一条の九により税務調査の範囲が拡大される場合

① 税務公務員は、調査対象税目・業種・規模、調査難易度などを考慮し、税務調査期間が最小限になるよう努めなければならない。（一〇一二・〇七・二七改正）

② 税務公務員は第一項により税務調査期間を決定する場合において、調査対象課税期間中、年間収入金額又は譲渡価額が、最も高額な課税期間の年間収入金額又は譲渡価額が一〇〇億ウォン未満の納税者に対する税務調査期間は二〇日以内とする。  
(一〇一二・〇七・二七改正)

### 【税務調査期間延長】 《延長の事由》

一、納税者が帳簿・書類等の隠匿、提出の遅延、提出拒否など調査を忌避することが明らかな場合  
二、取引先の調査や現場確認、金融取引の現場確認が

### 【延長の期間】 税務調査期間を延長する場合において、最初の延長の場合には管轄税務署長の延長承認を受けなければならず、

二回目以降の延長の場合には管轄上級税務官署長の延長承認を受けて、それ二〇日以内で延長することができる。

\*例外・税金計算書に対する追跡調査が必要な場合など次の各号のいずれかに該当する場合には、

二・次の各号のいずれかに該当する場合には、

三・税務調査期間の制限及び税務調査延長期間の

四・税務調査期間の制限を受けることはできない。

一・無資料取引、偽装・加工取引など取引内容が事実と違うとする疑惑が認められる場合に、実際の取引内容に対する調査が必要な場合

二・「国際租税調整に関する法律」第二条第一項第一号に規定する国際取引を利用して税金を脱漏し、国内脱漏所得を海外に変則流出した疑惑が認められるために調査する場合

三・名義偽装、二重帳簿の作成、借名口座の利用、現金取引の脱漏などの方法を通じて脱税の疑惑が認められるために調査する場合

四・偽りの契約書作成、未登記譲渡などを利用した不動産投機等を通じた脱税の疑惑が認められるために調査する場合

五・相続税・贈与税調査、株式変動調査、犯則事件調査及び出資・取引関係にある関連者に対し同時調査をする場合

六・その他、長期間の調査が必要な特別な事由がある場合として国税庁長が定める場合

#### 〔通知〕

税務調査期間を延長する場合には、その事由と期間を納税者に、施行規則別紙第五十五条の三様式の「税務調査期間の延長通知書」により通知しなければならない。

#### 〔執行基準八一の八―〇―一〔税務調査の中止と再開〕〕

税務公務員は、納税者が資料提出を遅延するなど、税務調査の進行が困難であると認められる場合には、税務調査を中止することができる。(二〇一二・〇七・二七改正)

##### ① 税務調査の中止

###### 〔中止の事由〕

一・法第八一条の七第二項に規定する税務調査延期申請理由に該当する事由があり、納税者が調査中止を

要請する場合

二・国外資料の収集・提出又は相互協議手続により、

三・納税者が帳簿・書類等を隠匿するか、その提出を

遅延又は拒否するなどによって、税務調査を正常的

に進めるのが難しい場合

四、労働争議などが発生し税務調査を正常に進めることが困難であると認める場合

五、令第六三条の一五第二項第四号及び同法第三項により納税者保護官又は担当官が税務調査の一時中止を要請する場合

六、その他、税務調査を中止すべき特別な事由がある場合として国税庁長が定める場合

〔調査期間不算入〕  
税務調査中止期間は、税務調査期間及び税務調査延長期間に算入しない。

### 〔通知〕

税務調査を中止する場合にはその理由を文書で納税者に通知しなければならない。

### ② 税務調査の再開

税務調査を中止した場合において、その中止理由が消滅した場合、直ちに調査を再開しなければならない。ただし、租税債権の確保など緊急に再開すべき必要があると認められる場合には、税務調査を再開することができます。

### 施行令第六三条の一一【税務調査範囲の拡大（一〇一〇・〇二・一八新設）】

① 法第八一条の九第一項に規定する「具体的な脱税疑惑がいくつかの課税期間又は他の税目にまで及ぶと確認できる場合など大統領令に定める場合」とは、

### 〔通知〕

税務調査を再開する場合にはその理由を文書で納税者に通知しなければならない。

### 第八一条の九【税務調査範囲拡大の制限（一〇一〇・〇一・〇一新設）】

① 税務公務員は、具体的な脱税疑惑がいくつかの課税期間又は他の税目にまで及ぶと確認できる場合など大統領令に定める場合を除いては、調査進行中、

税務調査の範囲を拡大することはできない。  
(一〇一〇・〇一・〇一新設)

② 税務公務員は、第一項により税務調査の範囲を拡大する場合には、その理由と範囲を納税者に文書で通知しなければならない。(一〇一〇・〇一・〇一新設)

次のいずれかに該当する場合をいう。(二〇一〇・

○二・一八新設)

一・具体的な脱税疑惑が他の課税期間・税目又は項目にも認められ、他の課税期間・税目又は項目に対する調査が必要な場合(二〇一〇・〇一・一八新設)

二・調査の過程において「租税犯处罚手続法」第二条第三号に規定する租税犯則調査に切り替える場合(二〇一二・〇一・〇二改正)

三・特定税目の明白な脱税疑惑又は税法適用の錯誤などが他の課税期間にまで及び、その項目に対する他の課税期間の調査が必要な場合(二〇一〇・〇一・一八新設)

四・その他、具体的脱税疑惑があり税務調査の範囲を拡大する必要がある場合として企画財政部令に定める場合(二〇一〇・〇一・一八新設)

#### 執行基準八一の九一〇一一【税務調査範囲拡大の制限】

① 税務公務員は、具体的な脱税疑惑がいくつかの課税期間又は他の税目にまで及ぶものと確認されるなど次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、

調査の進行中、税務調査の範囲を拡大することができない。(二〇一二・〇七・二七改正)

一・具体的な脱税疑惑が他の課税期間・税目又は項目にも認められ、他の課税期間・税目又は項目に対する調査が必要な場合

二・調査の過程において「租税犯处罚手続法」第一条に規定する租税犯則調査で切り替える場合

三・特定税目の明白な脱税疑惑又は税法適用の錯誤などが他の課税期間にまで及び、その項目に対する他の課税期間の調査が必要な場合

四・その他、具体的脱税疑惑があり税務調査の範囲を拡大する必要がある場合として企画財政部令に定める場合

\*現在、企画財政部令の定めはない。

② 税務公務員は、第一項により税務調査の範囲を拡大する場合には、その理由と範囲を納税者に文書で通知しなければならない。(二〇一二・〇七・二七改正)

## 第八一条の一〇【帳簿・書類保管禁止】（一〇一〇・〇一・〇一・〇一）

### ○一新設】

① 税務公務員は、税務調査の目的で納税者の帳簿又は書類等（以下この項で「帳簿等」という）を税務官署に任意に保管することはできない。ただし、納税者の同意がある場合には、その目的に必要な最小限の範囲で税務調査期間に限り、一時保管することができる。（一〇一四・〇一・〇一改正）

② 第一項の規定により一時保管している帳簿等に対し、納税者が返還を要請した場合には、調査に支障がない限り直ちに返還しなければならない。この場合、税務公務員は、帳簿又は書類等の写しを保管することができ、その写しが原本と相違ないという事実を確認するための納税者の署名又は捺印を要求することが出来る。（一〇一二・〇七・二七改正）

③ 第一項により納税者の帳簿等を税務官署に一時保管しようとする場合、税務公務員は、納税者、所持者又は保管者など正当な権限がある者から一時保管同意書を受け、一時保管証を交付しなければならない。（一〇一四・〇一・〇一新設）

## 第八一条の一一【統合調査の原則】（一〇一〇・〇一・〇一・〇一）

### 新設】

税務調査は、特定の税目のみを調査する必要があるなど大統領令に規定する場合を除いては、納税者の事業と関連し税法により申告・納付義務がある税目を統合して

## 執行基準八一の一〇一〇一一【帳簿・書類保管の禁止】

① 税務公務員は、税務調査の目的で納税者の帳簿又は書類等を税務官署に任意に保管することはできない。ただし、納税者の同意がある場合には、税務調査期間に限り、一時保管することができる。（一〇一二・〇七・二七改正）

② 第一項のただし書きにより一時保管している帳簿又は書類等に対し、納税者が返還を要請した場合には、調査に支障がない限り直ちに返還しなければならない。この場合、税務公務員は、帳簿又は書類等の写しを保管することができ、その写しが原本と相違ないという事実を確認するための納税者の署名又は捺印を要求することが出来る。（一〇一二・〇七・二七改正）

実施することを原則とする。(二〇一〇・〇一・〇一新設)

施行令第六三条の一二【統合調査原則の例外  
(二〇一〇・〇二・一八新設)】

① 法第八一条の一に規定する「特定の税目のみを調査する必要があるなど大統領令に規定する場合」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

(二〇一〇・〇二・一八新設)

一・税目の特性、納税者の申告類型、事業規模、脱税疑惑などを考慮して特定税目だけを調査する必要がある場合(二〇一〇・〇一・一八新設)

二・租税債権の確保などのために緊急に調査する必要がある場合、又は疑惑内容が特定事業場、特定税目又は特定取引にだけ限定され、これに関連した特定税目だけを調査する必要がある場合(二〇一〇・〇二・一八新設)

三・その他、税務調査の効率性、納税者の便宜などを考慮して特定税目だけを調査する必要がある場合として企画財政部令に定める場合(二〇一〇・〇二・一八新設)

執行基準八の一一一〇一一【統合調査の原則】  
原則・税務調査は、納税者の事業と関連し税法によつて申告・納付義務がある税目を統合して実施することを原則とする。

例外・次のいずれかに該当する場合には、特定税目のみを調査することができる。

一・税目の特性、納税者の申告類型、事業規模、脱税疑惑などを考慮して特定税目だけを調査する必要がある場合

二・租税債権の確保などのために緊急に調査する必要がある場合、又は疑惑内容が特定事業場、特定税目又は特定取引にだけ限定され、これに関連した特定税目だけを調査する必要がある場合

三・その他、税務調査の効率性、納税者の便宜などを考慮して特定税目だけを調査する必要がある場合として企画財政部令に定める場合

\* 現在、企画財政令は規定されてない。

## 第八一条の一二【税務調査の結果通知（二〇一〇・〇一・〇一一条番改正）】

税務公務員は、税務調査を終了した時には、その調査結果を書面で納税者に通知しなければならない。ただし、廃業など大統領令に定める場合にはこの限りでない。

（二〇一一・一二・三一改正）

施行令第六三条の一三【税務調査の結果通知

（二〇一〇・〇二・一八条番改正）】

法第八一条の一の但し書きに規定する『廃業など大統領令に定める場合』とは、次のいずれかに該当する場合をいう。（二〇一〇・〇一・一八改正）

## 第八一条の一三【秘密保持（二〇一〇・〇一・〇一一条番改正）】

① 税務公務員は、納税者が税法で定めた納税義務を履行するために提出した資料や国税の賦課・徴収のために業務上取得した資料など（以下『課税情報』といふ）を、他人に提供、漏洩するなど目的以外の用途に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、その使用目的の範囲で納

税者の課税情報を提供することができる。（二〇一〇・

施行規則（二〇一四・〇三・一四一部改正）  
第三十七条【税務調査の結果通知】  
法第八一条の一二に規定する税務調査の結果通知は、別紙第五六号書式の税務調査結果通知書による

- ① 原則・税務公務員は、税務調査を終了した時には、その調査結果を書面で納税者に通知しなければならない。  
② 例外・次のいずれかに該当する場合は調査結果を通知しない。

一・廃業した場合

二・納税管理人を定めず国内に住所又は居所を置かない場合

一・地方自治体等が法律で定める租税の賦課・徴収など的目的で課税情報を要求する場合 (二〇一〇・

○一・〇一改正)

二・国家機関が租税争訟や租税犯訴追のため課税情報を要求する場合 (二〇一〇・〇一・〇一改正)

三・裁判所の提出命令又は裁判官が発行した令状によつて課税情報を要求する場合 (二〇〇六・二一・三〇号番改正)

四・税務公務員間で国税の賦課・徴収又は質問・検査に必要な課税情報を要求する場合 (二〇一〇・〇一・

〇一改正)

五・統計庁長が国家統計作成目的で課税情報を要求する場合 (二〇〇九・〇一・〇六新設)

六・「社会安全保障基本法」第三条第二号に規定する社会保険の運営を目的に設立された機関が関係法律に規定する所管業務を遂行するため課税情報を要求する場合 (二〇一四・〇一・〇一新設)

七・国家行政機関、地方自治体又は「公共機関の運営に関する法律」に規定する公共機関が、給付・支援などのための資格の調査・審査などに必要な課税情

報を当事者の同意を受けて要求する場合 (二〇一四・

〇一・〇一新設)

八・他の法律の規定により課税情報を要求する場合 (二〇一四・〇一・〇一号番改正)

② 第一項第一号、第二号及び第五号から第八号までの規定により課税情報の提供を要求する者は、文書で当該税務官署長に要求しなければならない。

(二〇一四・〇一・〇一改正)

③ 税務公務員は、第一項および第二項に反する課税情報の提供が要求された場合にはその要求を拒否しなければならない。(二〇一〇・〇一・〇一改正)

④ 第一項により課税情報を知ることとなつた者はこれを他人に提供、漏洩するなどその目的以外の用途で使用してはならない。(二〇一〇・〇一・〇一改正)

⑤ 本条により課税情報を提供されて知ることとなつた者のうち公務員でない者は、「刑法」その他の法律により罰則を適用する場合には公務員とみなす。

(二〇一〇・〇一・〇一改正)

執行基準八一の一三一〇一一【課税情報の提供】

（一〇一二・〇七・一七改正）

① 原則…税務公務員は、課税情報を他人に提供、漏洩するなど目的以外の用途に使用してはならない。

② 例外…次の各号のいずれかに該当する場合には、その使用目的の範囲で納税者の課税情報を提供することができる。

一・地方自治体等が法律で定める租税の賦課・徴収などの目的で課税情報を要求する場合

二・国家機関が租税争訟や租税犯訴追のため課税情報を要求する場合

三・裁判所の提出命令又は裁判官が発行した令状によつて課税情報を要求する場合

四・税務公務員間で国税の賦課・徴収又質問・検査に必要な課税情報を要求する場合

五・統計庁長が国家統計作成目的で課税情報を要求する場合

六・他の法律の規定により課税情報を要求する場合

③ 形式…第二項第一号、第二号、第五号及び第六号により課税情報を要求する場合には、文書

で当該税務官署長に要求しなければならない。

#### 執行基準八の一三一〇一二【課税情報】

① 課税情報とは、単に納税者から提出を受けた資料や納税者等から取得した資料のみを意味するのではなく、税務公務員が、税務業務を遂行するに当たり取得した個別納税者に関する資料一切を意味するものと解されるので、納税者から提出を受けた資料だけではなくこれらの書類を基礎に自ら作成・制作した書類も含まれる。（ソウル行政裁判所二〇〇九ヶ合二五五七六、二〇一〇・〇一・一二、ソウル高等裁判所二〇〇一ヌ一九〇八六・二〇〇三・一二・二）（一〇一二・〇七・一七改正）

② 共同事業者の構成員のうち一人が、事業者登録訂正申告書を提出した場合、構成員のうち他の一人が事業者登録訂正申告書、事業者登録現地確認調査書等の情報公開を請求したところ、これらの情報は国税の賦課徴収と直接的な関連がないため、課税情報に該当しない。（ソウル行政裁判所二〇一〇ヶ合

二四九九九、二〇一〇・九・三〇) (二〇一一・〇七・二七  
改正)

**第八一条の一四【情報提供】(二〇一〇・〇一・〇一一条番  
改正)**

税務公務員は、納税者が納税者の権利行使に必要な情報  
を要求した場合、速かにその情報を提供しなければな  
らない。(二〇一〇・〇一・〇一改正)

**第八一条の一五【課税前適否審査】(二〇一〇・〇一・〇一  
条番改正)**

① 次の各号のいずれかに該当する通知を受けた者は、  
その通知を受けた日から三〇日以内に通知をした税  
務署長又は地方国税庁長に対して、通知内容の適法  
性に関する審査(以下この条で「課税前適否審査」(課  
税前適否審査)という)を請求することができる。た  
だし、法令と関連し国税庁長の有権解釈を変更すべ  
きであるか、新しい解釈が必要な場合など大統領令  
に定める事項に対しても、国税庁長に請求すること  
ができる。(二〇一〇・〇一・〇一改正)

一・第八一条の一二に規定する税務調査結果に対する  
書面通知(二〇一〇・〇一・〇一改正)

二・その他大統領令に定める課税予告通知(二〇一〇・  
〇一・〇一改正)

② 次の各号のいずれかに該当する場合には第一項は  
適用しない。(二〇一〇・一二・二七改正)

一・「国税徴収法」第一四条<sup>⑫</sup>に規定する納期前徴収の  
事由があるか、税法に規定する隨時賦課の事由に該  
当する場合(二〇一〇・〇一・〇一改正)

二・「租税犯処罰法」違反により告発又は通告処分を  
する場合(二〇一〇・一二・二七改正)

三・税務調査結果通知及び課税予告通知をする日から  
国税賦課除斥期間の満了日までの期間が三ヶ月以下  
である場合(二〇一〇・〇一・〇一改正)

四・その他大統領令に定める場合(二〇一〇・〇一・〇一  
改正)

③ 課税前適否審査請求を受理した税務署長、地方国  
税庁長又は国税庁長は、それぞれ国税審査委員会の  
審査を経て決定をし、その結果を請求を受理した日  
から三〇日以内に請求人に通知しなければならない。

(一〇〇八・一二・二六改正)

④ 課税前適否審査に対する決定は次の各号の区分による。(一〇一〇・〇一・〇一改正)

一・請求が理由ないと認められる場合・採択しないと  
いう決定(一〇〇六・一二・三〇条番改正)

二・請求が理由あると認められる場合・採択する決定。  
ただし、請求に一部理由あると認められる場合には  
一部採択する決定をする(一〇〇六・一二・三〇条番

改正)

三・請求期間が経過している場合又は補正期間に補正  
しない場合・審査しないという決定(一〇一〇・  
〇一・〇一改正)

⑤ 課税前適否審査については、第五八条<sup>〔13〕</sup>、第五九条<sup>〔14〕</sup>、  
第六一条第三項、第六二条第二項、第六三条、第六四条<sup>〔15〕</sup>第三項、第六二条第二項、第六三条、第六五条<sup>〔16〕</sup>第一項但し書き、第六四条第二項および第六五条第四項を準用する。(一〇一〇・〇一・〇一改正)

⑥ 課税前適否審査については、「行政審判法」第一  
一五条<sup>〔17〕</sup>・第一六条<sup>〔18〕</sup>・第一〇条から第二二条まで・第  
二九条<sup>〔19〕</sup>・第三九条および第四〇条<sup>〔20〕</sup>を準用する。この  
場合、「委員会」は「国税審査委員会」と読み替える。

(一〇一〇・一・一五改正)

⑦ 第一項各号のいずれかに該当する通知を受けた者は、課税前適否審査の請求を経ず、通知をした税務署長又は地方国税庁長に通知された内容の全部又は一部について、課税標準及び税額を早期に確定し、更正決定することを申し出ることができる。この場合、該当税務署長又は地方国税庁長はその申請を受けた内容にしたがい、直ちに確定又は更正決定をしなければならない。(一〇一〇・一二・一七改正)

⑧ 課税前適否審査の申請、方法、その他に必要な事項は大統領令に決める。(一〇〇八・一二・二六改正)

施行令第六三条の一四【課税前適否審査の範囲及び請求手続など】(一〇一〇・〇二・一八条番改正)

① 法第八一条の一五第一項各号以外のただし書きに規定する「法令と関連し国税庁長の有権解釈を変更すべきであるか、新しい解釈が必要な場合など大統領令に定める事項」とは、次の各号のいずれかに該当する事項をいう。(一〇一〇・〇二・一八改正)

一・法令と関連し国税庁長の有権解釈を変更すべきで

あるか新しい解釈が必要な場合（一九九九・一二・二八改正）

二・国税庁長の訓令・例規・告示などと関連し新しい

解釈が必要な場合（一九九九・一二・二八改正）

三・税務署又は地方国税庁に対する国税庁長の業務監査結果（現地では正措置をする場合を除く）により、税務署長又は地方国税庁長が行う課税予告通知に関する場合（二〇一〇・〇一・一八改正）

四・第一号から第三号までの規定に該当しない事項のうち課税前適否審査金額が一〇億ウォン以上である場合（二〇一〇・〇二・一八改正）

② 法第八一条の一五第一項第二号に規定する「大統領令に定める課税予告通知」とは、次の各号のいずれかに該当する通知をいう。（二〇一〇・〇二・一八改正）

一・税務署又は地方国税庁に対する地方国税庁長又は国税庁長の業務監査結果（現地では正措置をする場合を含む）により、税務署長又は地方国税庁長が行う課税予告通知（二〇一〇・〇一・一八改正）

二・調査現場で確認された当該納税者以外の者に対する

る課税資料及び現地確認調査により税務署長又は地方国税庁長がする課税予告通知（二〇一三・〇六・一二改正）

三・納税告知をしようとする税額が三百万ウォン以上である課税予告通知（二〇〇九・〇二・〇六改正）

③ 法第八一条の一五第二項第四号に規定する「大統領令に定める場合」とは「国際租税調整に関する法律」により租税条約を締結した相手国が相互協議手続きの開始を要請した場合をいう。（二〇一〇・〇一・一八改正）

④ 法第八一条の一五第一項により課税前適否審査請求を受理した税務署長・地方国税庁長又は国税庁長は、その請求に対する同条第三項に規定する決定があるまでは、課税標準及び税額の決定や更正決定を留保しなければならない。ただし、法第八一条の一五第二項各号のいずれかに該当する場合、又は同条第七項に規定する申請がある場合にはこの限りでない。（二〇一〇・〇一・一八改正）

⑤ 法第八一条の一五第一項各号のいずれかに該当する通知を受けた者は、課税前適否審査請求をする際、

当該通知をした税務署長・地方国税庁長（同項の規定に該当する場合には国税庁長）に対して、次の各号に掲げる事項を記載した課税前適否審査請求書を提出しなければならない。この場合において、証拠書類や証拠物件があればこれを添付しなければならない。（一〇一〇・〇一・一八改正）

一・請求人の住所又は居所と申請する旨（一〇〇九・〇一・〇六新設）

二・税務調査結果通知又は第二項各号の通知を受けた日（一〇〇九・〇一・〇六新設）

三・請求税額（一〇〇九・〇一・〇六新設）

四・請求内容及び理由（一〇〇九・〇一・〇六新設）  
⑥ 課税前適否審査請求書が法第八一条の一五第一項各号のいずれかに該当する通知をした税務署長・地方国税庁長以外の税務署長・地方国税庁長又は国税庁長に提出された場合には、該当課税前適否審査請求書を所管税務署長・地方国税庁長又は国税庁長に送付し、その旨を該当請求人に通知しなければならない。（一〇一〇・〇一・一八改正）

⑦ 第一項から第六項までに規定した事項のほか、課

税前適否審査請求の決定、通知などに必要な事項は企画財政部令で定める。

### 執行基準八一の一五一〇一一【課税前適否審査】

#### ① 請求の範囲

次の各号のいずれかに該当する通知を受けた者は、通知を受けた日から三〇日以内に通知をした税務署長又は地方国税庁長に対して、通知内容の適法性に関する審査を請求することができる。

#### 一・税務調査結果に対する書面通知

二・税務署又は地方国税庁長に対する地方国税庁長又は国税庁長の業務監査の結果（現地では正措置する場合を含む）により、税務署長又は地方国税庁長が行う課税予告通知

三・調査現場で確認された当該納税者以外の者に対する課税資料及び現地確認調査により税務署長又は地方国税庁長がする課税予告通知

四・納税告知をしようとする税額が三百万ウォン以上である課税予告通知  
② 国税庁長に請求できる事由

一・法令と関連し国税庁長の有権解釈を変更すべきであるか新しい解釈が必要な場合

二・国税庁長の訓令・例規・告示などと関連し新しい解釈が必要な場合

三・税務署又は地方国税庁に対する国税庁長の業務監査結果（現地では正措置をする場合を除く）により、税務署長又は地方国税庁長が行う課税予告通知に関する場合

四・第一号から第三号までの規定に該当しない事項のうち課税前適否審査金額が一〇億ウォン以上である場合

③ 請求排除事由

一・「国税徴収法」第一四条に規定する納期前徴収の事由があるか、税法に規定する隨時賦課の事由に該当する場合

二・「租税犯処罰法」違反により告発又は通告処分をする場合

三・税務調査結果通知及び課税予告通知をする日から国税賦課除斥期間の満了日までの期間が二ヶ月以下である場合

四・「国際租税調整に関する法律」により租税条約を締結した相手国が相互協議手続の開始を要請した場合

④ 決定結果の通知

課税前適否審査請求を受理した税務署長・地方国税庁長又は国税庁長は、それぞれ国税審査委員会の審議を経て決定し、その結果を請求を受理した日から二〇日以内に請求人に通知しなければならない。

⑤ 請求に対する決定

一・請求が理由ないと認められる場合・採択しないという決定

二・請求が理由あると認められる場合・採択する決定。

ただし、請求に一部理由あると認められる場合には一部採択する決定をする

三・請求期間が経過している場合又は補正期間に補正しない場合・審査しないという決定

⑥ 請求の効力

課税前適否審査請求を受理した税務署長・地方国税庁長又は国税庁長は、その請求に対する決定があるまでは、課税標準及び税額の決定や更正決定を留保しなければな

らない。ただし、③請求排除事由及び⑧早期決定申請がある場合にはこの限りではない。

⑦ 不服請求に対する準用

一・関係書類の閲覧及び意見陳述権（法第五八条）

二・代理人（法第五九条）

三・請求期間に対する一部規定（法第六一条第三項）

四・請求手続に関する一部規定（法第六二条第二項）

五・請求書の補正（法第六三条）

六・決定手続に関する一部規定（法第六四条第一項但し書き第二項）

七・補正期間の決定期間不算入（法第六五条第四項）

⑧ 早期決定申請

第一項各号に該当する通知を受け取った者は、課税前適否審査請求を経ず、通知をした税務署長又は地方国税

府長に通知を受けた内容の全部又は一部について、課税標準及び税額を早期に決定するか更正決定することを申し出しができる。この場合、当該税務署長又は地方

国税府長は申請を受取つた内容にしたがい、直ちに決定又は更正決定をしなければならない。

## 第八一条の一六【国税庁長の納税者権利保護

（一〇一〇・〇一・〇一新設）

① 国税庁長は、職務を執行するに当たり、納税者の権利が保護され、実現されるように誠実に努力しなければならない。（一〇一〇・〇一・〇一新設）

② 紳税者の権利保護のために国税庁に納税者権利保護業務を総括する納税者保護官を置き、税務署及び地方国税庁に納税者権利保護業務を遂行する担当官をそれぞれ一名置く。（一〇一〇・〇一・〇一新設）

③ 国税庁長は、第二項に規定する納税者保護官を開放型職位で運営し、納税者保護官及び担当官が業務を遂行するに当たって独立性が確保されるようになければならない。（一〇一〇・〇一・〇一新設）

④ 纳税者保護官及び担当官の資格・職務・权限など納税者保護官制度の運営に必要な事項については大統領令にて定める。（一〇一〇・〇一・〇一新設）

## 施行令第六三条の一五【納税者保護官及び担当官の資格・職務など（一〇一〇・〇一・一八新設）】

① 法第八一条の一六に規定する納税者保護官は、租

税・法律・会計分野の専門知識と経験を備えた者として学歴・経歴などを考慮して国税庁長が定める基準を満たす者とする。(二〇一〇・〇二・一八新設)

② 納税者保護官の職務及び権限は次の各号に掲げる事項とする。(二〇一〇・〇二・一八新設)

一・税に関する苦情・嘆願の解消など納税者権利保護に関する事項(二〇一〇・〇二・一八新設)

二・納税サービス関連制度・手続き改善に関する事項(二〇一〇・〇二・一八新設)

三・違法・不当な処分(税法に規定する納税の告知を除く。)に対する是正要求(二〇一〇・〇二・一八新設)

四・違法・不当な税務調査の一時中止及び中止(二〇一〇・〇二・一八新設)

五・違法・不当な処分が行われることが予想できると認められる場合、その処分手続きの一時中止及び中止(二〇一〇・〇二・一八新設)

六・納税者の権利保護業務に関して税務署及び地方国税庁の担当官(法第八一条の一六第二項に規定する担当官をいう。以下二項において「担当官」という)に対する指示・監督(二〇一〇・〇二・一八新設)

七・その他に納税者の権利保護と関連して国税庁長が定める事項(二〇一〇・〇二・一八新設)

③ 紳税者保護官は、第二項に規定する業務を効率的に執行するために担当官にその職務と権限の一部を委任することができる。(二〇一〇・〇二・一八新設)

④ 担当官は国税庁所属公務員のうち、その職級・経歴などを考慮して国税庁長が定める基準を満たす者とする。(二〇一〇・〇二・一八新設)

⑤ 担当官の職務及び権限は次の各号に掲げる事項とする。(二〇一〇・〇二・一八新設)

一・税に関する苦情・嘆願の解消など納税者権利保護に関する事項(二〇一〇・〇二・一八新設)

二・第三項により委任された業務(二〇一〇・〇二・一八新設)

三・その他に納税者権利保護に関して国税庁長が定める事項(二〇一〇・〇二・一八新設)

**第八一条の一七【納税者の協力義務**(二〇一四・〇一・〇一新設】

納税者は、税務公務員の適法な質問・調査、提出命令

に対し誠実に協力しなければならない。（一〇一四・〇一・

○一新設）

### 第八一条の一八【納税者保護委員会（一〇一四・〇一・

○一新設）】

① 次の各号に掲げる事案を審議するため税務署及び

地方国税庁に、納税者保護委員会を設置する。

（一〇一四・〇一・〇一新設）

一・税務調査対象課税期間において、年間収入金額又は譲渡価額が最も多額な課税期間の年間収入金額又は譲渡価額が一〇〇億ウォン未満（附加価値税に関する

五・税務署長及び地方国税庁長が審議を要求する事案（一〇一四・〇一・〇一新設）

六・その他に納税者保護担当官が審議を必要と認める事案（一〇一四・〇一・〇一新設）

② 紳税者保護委員会は第一項第四号に規定する要請がある場合、委員会の議決で税務調査の一時中止及び中止を税務公務員に要求することができる。この

（租税犯処罰手続法）第二条第三号に規定する「租税犯則調査」を除く。以下この項において同じ。）に対する税務調査期間の延長。ただし、第八一条の八第一項第六号により調査対象者が解明など延長を申請した場合を除く。（一〇一四・〇一・〇一新設）

二・中小規模納税者以外の納税者に対する税務調査範

囲の拡大（一〇一四・〇一・〇一新設）

三・第八一条の八第二項に定める税務調査期間延長に対する中小規模納税者の税務調査の一時中止及び中止要請（一〇一四・〇一・〇一新設）

四・税務調査進行中における、違法・不当な税務調査に対する納税者の税務調査一時中止および中止要請（一〇一四・〇一・〇一新設）

③ 紳税者保護委員会の委員長は次の各号に掲げる者が就任し、委員は委員長一人を含め一八人以内で構

成する。(二〇一四・〇一・〇一新設)

一・税務署に設置する納税者保護委員会・公務員以外

の者で税務署長の推薦を受けて地方国税庁長が委嘱

する者(二〇一四・〇一・〇一新設)

二・地方国税庁に設置する納税者保護委員会・公務員

以外の者で地方国税庁長の推薦を受けて国税庁長が

委嘱する者(二〇一四・〇一・〇一新設)

④ 紳税者保護委員会の委員は、税務分野に専門的な

学識と経験が豊富な者と関係公務員の中から、国税

庁長(税務署に設置する納税者保護委員会の委員は地方

国税庁長)が任命または委嘱する。(二〇一四・〇一・

〇一新設)

⑤ 紳税者保護委員会の委員は、業務に関連して知り

得た課税情報を他人に提供、漏洩するなど目的以外

の用途に使用してはならない。(二〇一四・〇一・

〇一新設)

⑥ 紳税者保護委員会の構成及び運営などに関する必

要な事項は大統領令で定める。(二〇一四・〇一・〇一

新設)

⑦ 紳税者保護官は、納税者保護委員会の議決事項に

対する履行の有無などを監督する。(二〇一四・〇一・

〇一新設)

○二・二二新設】  
施行令第六三条の一六【納税者保護委員会(二〇一四・

〇一・二二新設)

① 法第八一条の一八に規定する納税者保護委員会  
(以下この項において「委員会」という)は委員長一人

を含む次の各号に規定する委員で構成する。

(二〇一四・〇二・二二新設)

一・税務署に設置する委員会・一四人以内の委員

(二〇一四・〇二・二二新設)

二・地方国税庁に設置する委員会・一八人以内の委員

(二〇一四・〇二・二二新設)

② 委員会の委員は、次の区分に従いそれぞれの者が

就任する。(二〇一四・〇一・二二新設)

一・税務署に設置する委員会・次の各号に規定する者

(二〇一四・〇一・二二新設)

ガ・地方国税庁長が税務署所属公務員の中から任命す

る者五名以内(二〇一四・〇一・二二新設)

ナ・法第八一条の一六第二項により税務署に納税者権

利保護業務を遂行するための担当官一名 (一〇一四・

○一二・一二新設)

ダ・税務署長が推薦する弁護士、税務士、教授など、法律又は会計に関する学識と経験が豊富な者で地方国税庁長が委嘱する者八名以内 (一〇一四・〇一二・一二新設)

二・地方国税庁に設置する委員会・次の各号に規定する者 (一〇一四・〇一二・一二新設)

ガ・国税庁長が地方国税庁所属公務員の中から任命する者七人以内 (一〇一四・〇一二・一二新設)

ナ・法第八一条の一六第二項により地方国税庁に納稅者権利保護業務を遂行するための担当官一名

(一〇一四・〇一二・一二新設)

ダ・地方国税庁長が推薦する弁護士、税務士、教授など、法律又は会計に関する学識と経験が豊富な者で

国税庁長が委嘱する者一〇名以内 (一〇一四・〇一二・一二新設)

③ 委員会の委員長（以下この項において「委員長」という）は委員会を代表して委員会の業務を総括する。

(一〇一四・〇一二・一二新設)

④ 委員長がやむを得ない理由により職務を遂行できない場合には、第二項各号に規定する委員で、地方

国税庁長（地方国税庁に置く委員会の場合には国税庁長）が委嘱する委員（以下この項において「外部委員」という）の中から委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。(一〇一四・〇一二・一二新設)

⑤ 委員長と外部委員の任期は二年とする。(一〇一四・

○一二・一二新設)

⑥ 地方国税庁長（地方国税庁に置く委員会の場合には国税庁長）は、委員長と外部委員がその職務遂行に支障があると認める場合には委嘱を解除することができる。(一〇一四・〇一二・一二新設)

⑦ 委員長は、法第八一条の一八第一項各号の案件に

対する審議が必要だと認めた場合、第二項一号及び同項二号に規定する担当官（以下この項において「納稅者保護担当官」という）である委員の要求がある場合には、期日を定めて委員会を招集し、その議長に就任する。(一〇一四・〇一二・一二新設)

⑧ 委員会は、委員長、納稅者保護担当官である委員と次の各号の区分により委員長が、納稅者保護担当

官である委員の意見を聴取のうえ、会議ごとに指定する委員で構成する。ただし、外部委員が過半数になるよう委員を構成しなければならない。

(二〇一四・〇一・一二新設)

一・税務署に設置する委員会・五名(二〇一四・

〇二・一二新設)

二・地方国税庁に設置する委員会・七名(二〇一四・

〇二・一二新設)

⑨ 委員会の会議は第八項により構成された委員過半数の出席で成立し、出席委員過半数の賛成で議決する。(二〇一四・〇一・一二新設)

⑩ 委員会の会議は公開しない。ただし、委員長が必要と認める場合、納税者保護担当官である委員の意見を聴取のうえ公開することができる。(二〇一四・〇二・一二新設)

⑪ 委員会にその事務を処理するために幹事一人を置き、幹事は税務署長(地方国税庁に設置する委員会の場合には地方国税庁長)が所属公務員の中から指名する。(二〇一四・〇一・一二新設)

⑫ 第一項から第一項までで規定した事項のほか、

委員会の構成及び運営などに必要な事項は国税庁長が定める。(二〇一四・〇一・一二新設)

(1) 大綱五〇六頁

(2) 平成二二年度税制改正大綱(二〇〇九年一二月二二日閣議決定)にも仮称としてではあるが納税者権利憲章が登場する。そこでも、納税者の税制上の権利を明確にし、税制への信頼確保に資するものとして「納税者権利憲章(仮称)」を早急に制定します、という記述にとどまり、納税者の権利の具体的な内容は明らかにされていない(同大綱一〇頁)。

(3) 法、施行令並びに施行規則等の改正が二〇一四年に実施されたものの、執行基準は二〇一二年に制定されたまま、二〇一四年一〇月一日現在、そのグレードアップはなされていない。

(4) なお、この翻訳については、李信愛韓国税務士に多大なる助言をいただいた。ここに感謝申し上げる。

(5) 納税者権利憲章

納税者の権利憲章  
納税者の権利は、憲法と法律の定めるところにより尊重され、かつ保障されなければなりません。

このため国税公務員は、納税者が神聖な納税義務を信

義に基づいて誠実に履行するように、必要な情報と便益を最大限提供しなければならず、納税者の権利が保護され実現できるように最善を尽くして協力する義務があります。

この憲章は、納税者に保障される権利を具体的にお知らせするためには制定されたものです。

1. 紳税者は、記帳・申告等納税協力義務を履行していない場合、若しくは、具体的な脱税の疑い等がない限り誠実であり、納税者が提出した税務資料は、真実なものと推定されます。

2. 纳税者には、法令に定める場合を除いて、税務調査の事前通知と調査結果の通知を受ける権利があり、やむを得ない事由がある場合には、調査の延期を申請し、その結果の通知を受ける権利があります。

3. 纳税者には、税務調査の際、租税専門家の援助を受ける権利があり、法令が定める特別な事由がない限り重複調査を受けない権利があります。

4. 纳税者には、法令が定めるところにより税務調査期間が延長される場合に、その理由と期間を文書によつて通知を受ける権利があります。

5. 纳税者には、自分の課税情報を対する秘密の保護を受ける権利があります。

6. 纳税者には、権利の行使に必要な情報を、迅速に提供される権利があります。

7. 纳税者には、違法又は不当な処分を受け、また、必要な処分を受けなかつたことにより、権利若しくは利益が侵害された場合には、適法かつ迅速な救済を受ける権利があります。

8. 纳税者には、違法又は不当な処分によつて、権利若しくは利益が侵害される恐れがある場合にはその処分を受ける前に、適法かつ迅速な救済を受ける権利があります。

9. 纳税者には、国税公務員からいつでも公正な待遇を受ける権利があります。

国税庁長

(6) 現在、大統領令は発遣されていない。  
 (7) 法六五条【決定】同条第一項二号「審査請求に理由がある場合に処分の取消・更正決定をするか必要な処分の決定」

(8) 法六六条【異議申請】

(9) 法八一条【審査請求に関する規定の準用】

(10) 法八二条【納税管理人】

(11) 国際租税調整に関する法律二条【定義】

(12) 国税徴収法一四条【納期前徴収】

(13) 法五八条【関係書類の閲覧および開陳権】

(14) 法五九条【代理人】

(15) 法六一条【請求期間】

法六二条【請求手続】  
法六三条【請求書の補正】  
法六四条【決定手続】  
法六五条【決定】  
行政審判法一五条【選定代表者】  
行政審判法一六条【請求人の地位承継】  
行政審判法二〇条【審判参加】、同二一条【審判参加  
の要求】、同二二条【参加人の地位】  
行政審判法二九条【請求の変更】  
行政審判法三九条【職権審理】  
行政審判法四〇条【審理の方式】